

大田市監査委員告示第 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年度に実施した定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置等について報告があったので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年6月4日

大田市監査委員 岡 田 稔
大田市監査委員 塩 谷 裕 志

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部署名 総務部総務課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>■ 1者応札の改善対策について</p> <p>令和6年度に実施された設計額が1,000万円以上の74件の一般競争入札のうち入札参加業者が1者のみの案件は46件で62.2%といった状況となっており、前年度(49.5%)と比べ、12.7ポイント増加している。落札率の平均は98.0%で、前年度(96.3%)と比べ1.7ポイント高くなっている。</p> <p>なお、今回、監査対象とした5件の工事のうち3件が1者応札となっており、2者応札で不落により随意契約がなされたものが1件あった。また1件の設計業務は23者応札となっていた。</p> <p>1者応札の改善に向けた取り組みについては契約の競争性・公正性・経済性・透明性の確保の観点から、引き続き改善に向け必要な対策を講じられたい。</p>	<p>公告期間の十分な確保や競争参加資格要件の精査、総合評価方式による入札の対象工事拡大など、応札者の増により競争性・公正性等が確保できるよう、引き続き必要な対策を講じる。</p>

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部署名 建設部 都市計画課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>■工事費の積算について</p> <p>石見銀山公園山吹城遊歩道階段改修工事は、「大田市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、事故の防止を図るため、遊歩道階段を改修する工事であったが、工事費積算にあたり事前調査等が十分でなかったことから、未計上の老朽物撤去及び小運搬に係る経費について、変更契約を行っていた。</p> <p>今後、工事費積算にあたり正確な把握及び工法の確認に努められたい。</p>	<p>今後の積算にあたっては、施設の状況等を十分に調査、把握するよう設計業者とも連携して設計した上で工事発注を行うよう努める。</p>

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部署名 建設部 都市計画課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>■空き家対策事業について</p> <p>全国的にも適切な管理が行われていない空家等が年々増加傾向にある中、大田市においても空家が増え続け、この20年間で約2.5倍に増加し、倒壊・景観悪化など様々な悪影響が生じかねない状況となっている。</p> <p>本年度、大田市において2件目となる略式代執行が実施されたところであるが、工事請負契約を緊急の必要によるとして随意契約を締結し、執行されている。しかしながら、他市においては、予定価格に応じ指名競争入札を行っている事例も多くある。特定空家等に認定する過程に時間を要することは理解できるものの、他市の事例を参考に本事案を検証し適切な契約手続きに努められたい。</p>	<p>今後の特定空家等除却工事における契約手続きにあたっては、他市の事例等を参考とし、当該空家の状況を見極め、安易に随意契約を行うことなく適切に契約手続きを行うよう努める。</p>

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部署名 建設部土木課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>■大幅な履行期間延期について</p> <p>測量設計業務委託【災害防除】中尾城山線においては、地権者との連絡及び立入同意等の手続きに不測の日数が生じたこと等との理由から、履行期間が3回変更され、大幅な期間延期となった。本業務は継続的に通学路の安全を確保するための「大田市通学路交通安全プログラム」に基づくものであることから、早期に安全な通行空間を確保することが求められている。</p> <p>今後の同種の業務において、業務の目的を厳正に捉え、事前の調査や調整を十分に行い、正確な設計による計画的な発注を行うとともに、適切な履行期間設定に努められたい。</p>	<p>島根県で使用されている工期設定様式を参考に工期設定について修正を行った。また、地元調整等の調整に係る日数についても余裕をもった工期設定に努め、適切な工期設定が出来るよう措置を実施。令和8年度発注業務より実施。</p>

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部署名 建設部土木課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>■河川維持事業について</p> <p>浚渫事業の必要性が高い状況の中、河川維持事業（市管理河川）においては、国の緊急浚渫推進事業を活用し、財源確保を図るとともに補正予算を組み、河川管理や災害対応力の向上について着実な取り組みがなされている。</p> <p>大田市財務規則第106条第3項において、随意契約による場合においては、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならぬと規定されており、今後、法令に基づき適正な契約手続きの確保に努められたい。</p>	<p>令和7年度の単独災害復旧工事で2社以上の見積書の徴取による随意契約（1号での随意契約）を実施。今後、他部局や総務課入札係との調整を図り、適正な契約手続きの確保に努める。</p>

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部署名 消防部警防課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>■不落到伴う随意契約について</p> <p>救助工作車（Ⅱ型）更新事業は、簡易型一般競争入札で実施したが、不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び大田市入札執行要領第19条の規定に基づき随意契約がなされた。</p> <p>本契約は、法令等に基づき適正になされたものであるが、入札制度においては競争性、公平性、透明性を更に高めるための対策が求められており、今後、不落随契が発生しないよう本事案を検証し、適切な対策を講じられたい。</p>	<p>不落随意契約となった要因について検証した結果、仕様書及び設計書の作成段階における市場調査が十分でなく、適正な事業費の把握が不足していたことが一因であった。今後は、市場調査及び事業者への聞き取りを徹底し、市場実態を踏まえた仕様書及び設計書の作成に努めるとともに、競争性の確保及び適正な契約事務の執行に努める。</p>

(別紙)

定期監査における監査委員指摘事項等の措置状況報告書

部署名 学校給食センター

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>■補助金交付要綱について</p> <p>大田市学校給食費軽減事業補助金交付要綱においては、令和4年4月末の食材費と令和7年1月末までの各月の食材費単価を比較した物価上昇額を補助対象経費とされていたが、令和7年2月28日に要綱の一部改正を行い令和7年2月末までの食材費の物価上昇額として、期間延長がなされていた。</p> <p>改正後の補助金交付要綱を確認すると、見出しに「一部改正 令和7年2月28日」との記述はあるものの、附則として表記がなされるべき施行期日などの記述がなされていなかった。</p> <p>要綱の改正においては、総務課法令係との協議がなされていたところではあるが、改正要綱の作成にあたりチェック機能が働いていなかったことによるものと言える。</p> <p>関係する部署が相互に連携し、事務処理が適正になされるよう、チェック体制等の整備を図られたい。</p>	<p>学校給食費負担軽減事業の補助対象期間を1月末から1か月延長して2月末にするよう要綱の改正を行ったが、附則に記載すべき施行期日が記述されていなかったことは、原課及び法令係とのチェック機構が働いていなかったことが原因であり、今後、関係部署と連携を図り適正な事務処理を行っていく。</p>